

大阪市待機児童解消特別チーム会議（第19回）

1 開 会

2 チームリーダー（市長）あいさつ

3 議事

(1) 保育所等利用待機児童数（令和5年4月1日現在）と取組状況について

資料2～6

- ① 保育所等利用待機児童数・就学前児童数等の状況について
- ② 保育所等整備について
- ③ 保育人材確保の取組みについて
- ④ 保育所における障がい児の受入れについて（現状及び対応策）

(2) 今後の保育ニーズと受け皿確保策について

資料7

- ① 保育ニーズを取り巻く情勢
- ② 今後の待機児童対策検討にあたって考慮すべき事項
- ③ 受け皿確保（特に0～2歳児）にかかる現状（課題）とその対策について

(3) 保育人材確保策の再構築について

資料8

- ① 保育士の現状について
- ② 保育人材確保対策にかかる分析
- ③ 課題と対策について
- ④ 今後の保育人材確保策の方向性について

〔本編資料〕

資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿	P1
資料 2	保育所等の利用待機児童数(令和 5 年 4 月 1 日現在)	P2～P6
資料 3 - 1	保育所等整備について(令和 4 年度の整備実績)	P7
資料 3 - 2	令和 5 年度の保育事業者選定状況	P8
資料 4	特別対策等の取組み(進捗状況等)	P9～P14
資料 5	保育人材確保の取組みについて	P15～P16
資料 6	保育所における障がい児の受入れについて(現状及び対応策)	P17～P18
資料 7	今後の保育ニーズと受け皿確保策について	P19～P26
資料 8	保育人材確保策の再構築について	P27～P37

〔参考資料〕

参考資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム設置要綱
参考資料 2	大阪市の保育所等利用待機児童の状況について
参考資料 3	各区の保育所等整備状況【令和 4 年度】
参考資料 4	各区の開所時期別内訳
参考資料 5	各区の保育所等整備状況【令和 5 年度】

大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

令和5年8月9日

	所属等	氏名
チームリーダー	市長	横山 英幸
サブリーダー	副市長	山本 剛史
委員	福島区長	深津 友剛
	北区長	前田 昌則
	中央区長	稲嶺 一夫
	西区長	三村 浩也
	淀川区長	岡本 多加志
	東淀川区長	西山 忠邦
	こども青少年局長	佐藤 充子
	こども青少年局幼保施策部長	中林 万智子

保育所等の利用待機児童数（令和5年4月1日現在）

資料2

（単位：人）

区 分		令和5年	令和4年	増▲減	
新規利用申込数（A）		13,983	14,052	▲ 69	
}	利用決定児童数	11,294	11,628	▲ 334	
	転所希望（※1）				348
利用保留児童数（C） = (A) - (B)		2,341	2,089	252	
待機児童から除外するもの	}	一時預かり等対応幼稚園	20	15	5
		企業主導型保育事業	180	197	▲ 17
		育休中（※2）	949	928	21
		求職活動休止中	127	176	▲ 49
		特定保育所希望等（※3）	1,061	769	292
待機児童数（E） = (C) - (D)		4	4	0	
就学前児童数		112,085	115,351	▲ 3,266	
保育所等在籍児童数		55,093	55,189	▲ 96	

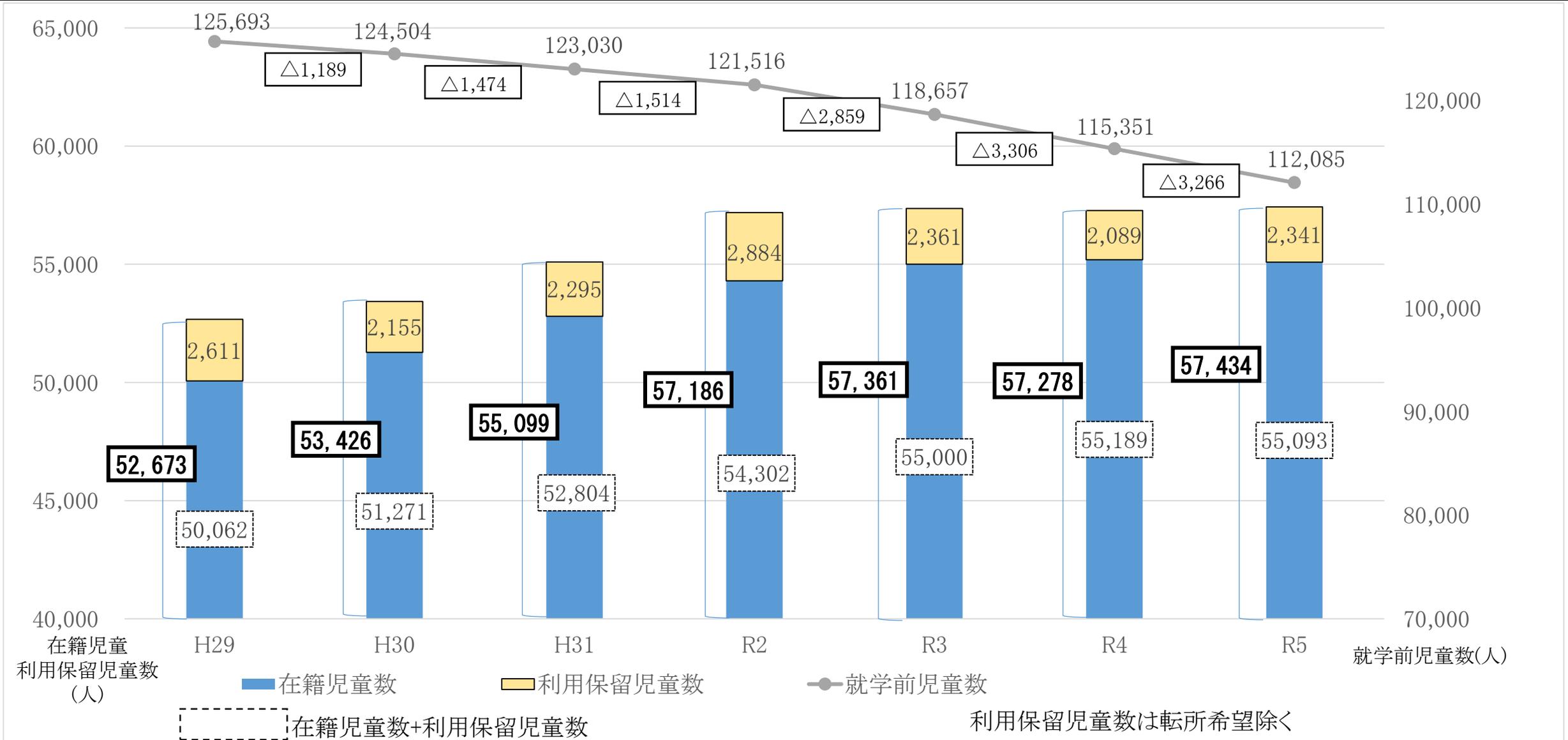
（※1）転所希望 保育所等利用者のうち、転所の申込をおこなったが、現施設を継続利用するもの。

（※2）育休中 4月1日現在において育休を取得しているもののうち、調査日時点で復職の意思がないことが確認できたもののみ除外。

（※3）特定保育所希望等 調査日時点での他に利用可能な保育所等の情報提供の有無及び希望状況により判定する。

就学前児童数・保育所等在籍児童数・利用保留児童数推移

就学前児童数は減少。保育ニーズ(在籍児童数+利用保留児童数)は、年々増加していたが、ここ数年はほぼ横ばい。



待機児童数・保育利用枠拡大（整備）数の推移

待機児童解消特別チーム(平成28年度発足)で議論の上、あらゆる手法を駆使して**整備数を拡大し、待機児童も減少**。



新規利用申込み数等年齢別内訳

区 分		令和5年度					令和4年度からの増減					
		0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3~5歳児	合計	
新規利用申込数 (A)	※1	3,413	6,490	1,927	2,153	13,983	▲ 302	351	▲ 166	48	▲ 69	
利用決定児童数	} (B)	※2	2,981	4,941	1,509	1,863	11,294	▲ 289	117	▲ 164	2	▲ 334
転所希望			1	82	162	103	348	▲ 3	▲ 4	23	▲ 3	13
利用保留児童数 (C) = (A) - (B)			431	1,467	256	187	2,341	▲ 10	238	▲ 25	49	252
待機児童から除外するもの	一時預かり等対応幼稚園		0	1	1	18	20	0	0	0	5	5
	企業主導型保育事業		12	107	44	17	180	▲ 6	▲ 7	▲ 7	3	▲ 17
	育休中	※3	297	609	38	5	949	16	14	▲ 6	▲ 3	21
	求職活動休止中		14	73	24	16	127	▲ 9	▲ 23	▲ 13	▲ 4	▲ 49
	特定保育所希望等	※3	108	674	149	130	1,061	▲ 11	252	2	49	292
待機児童数 (E) = (C) - (D)			0	3	0	1	4	0	2	▲ 1	▲ 1	0

- ※1 新規利用申込数が前年度より69人減少。0歳児の減、1歳児の増が顕著。
- ※2 利用決定児童数が前年度より334人減少。
- ※3 利用保留児童数のうち、育休中(40.5%)と特定保育所希望等(45.3%)の割合が高い。特定保育所希望等が前年度より292人増加。

区別 理由別 待機児童数

令和5年4月現在

	障がい児							利用可能施設なし							合計						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
港区				1			1							0				1			1
西淀川区							0		1					1		1					1
西成区		2					2							0		2					2
3区計		2		1			3		1					1		3		1			4

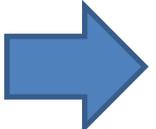
4人のうち、港区1人、西淀川区1人は
5月1日付 入所済み

(参考) 令和4年4月1日時点 理由別 待機児童数

3区計	障がい児							利用可能施設なし							合計						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
		1	1				2				2			2	0	1	1	2	0	0	4

これまで実施してきた待機児童対策

- ・保育施設等整備
- ・保育人材確保対策事業の実施
- ・障がい児の受入れ強化 など



待機児童数は変わらないものの、その効果を維持するためには**取組みの継続が必要**。

保育所等整備について

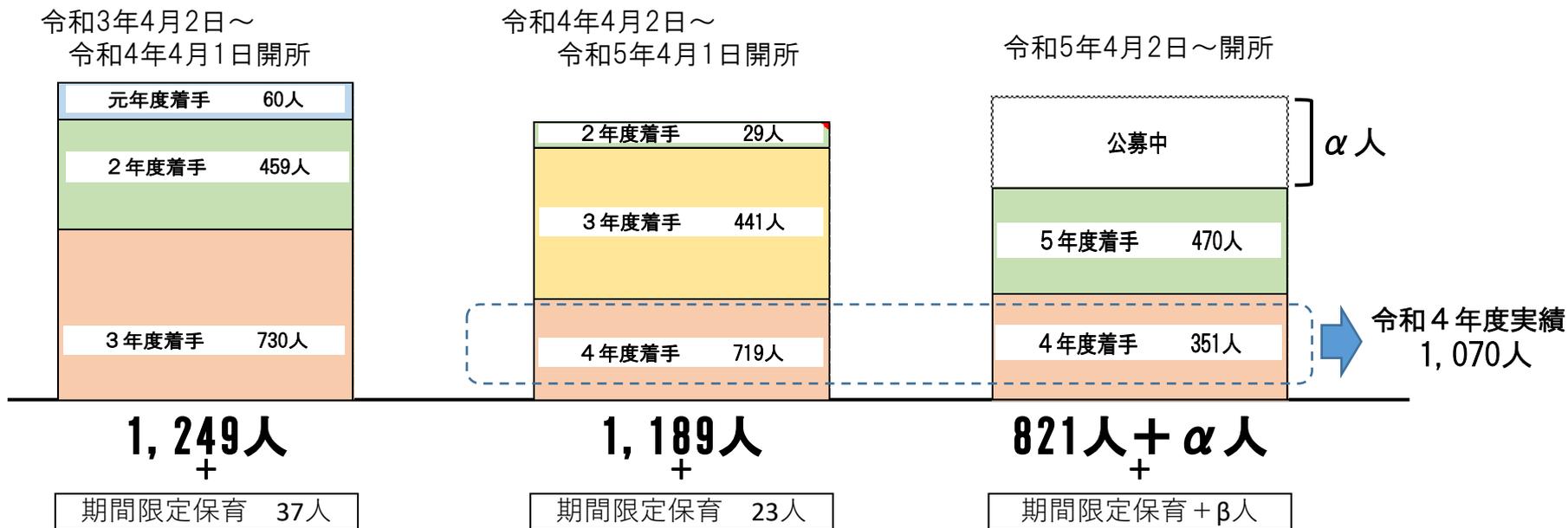
資料 3 - 1

○令和4年度整備実績 <令和4年度予算・着手ベース>

目 標				実 績			
1,175人				1,070人（予算目標の91%）			
内 訳	認可保育所等	13か所	942人	内 訳	認可保育所等	10か所	750人
	地域型保育事業所	9か所	171人		地域型保育事業所	7か所	132人
	増改築	1か所	2人		増改築	3か所	12人
	認定こども園	2か所	60人		認定こども園	12か所	176人

➡ 目標の約9割を達成

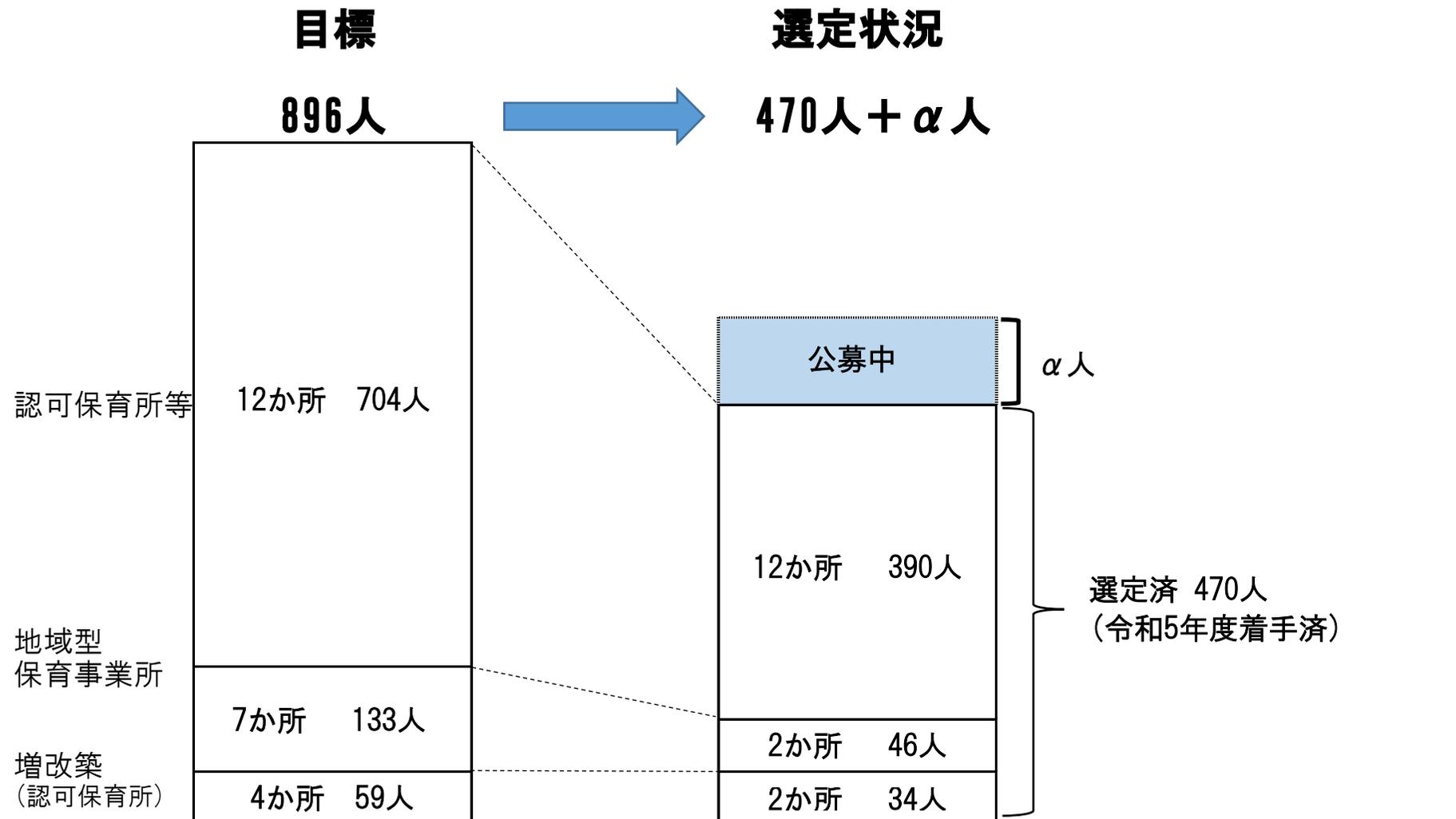
○保育所等開所状況 <開所時期別> (令和5年6月26日現在)



令和4年4月2日～令和5年4月1日の開所では1,189人 + 23人分の入所枠を確保

○令和5年度の保育事業者選定状況 <令和5年度予算・選定ベース>

(令和5年6月26日現在)



- ・ 令和5年度予算の現時点での保育事業者選定状況は目標の約5割
- ・ 引き続き、目標達成に向け公募を実施

○ 特別対策等の取組み（進捗状況等）

令和5年6月26日現在

資料 4

1 公有財産を活用した保育施設の整備

- ・ 保育事業者の応募促進につなげるため、これまでの本市の政策方針を転換し、市有地や公有財産を活用
- 2017（平成29）年度～2019（令和元）年度 区役所庁舎、市営住宅、市有地等活用 【1,845人】
- 2020（令和2）年度 都市公園（浪速公園）の活用 1か所 114人【令和4年4月開設済】 【114人】

公有財産の活用により、1,959人分の入所枠を確保

2 期間限定保育の実施

- ・ 待機児童が多い1歳児の受入枠を確保するため、保育室の空き等を活用し、1歳児を対象に最大2年間の保育を実施

<期間限定保育実施状況>

所在区数	施設数	H31	R2	R3	R4	R5		
		利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用可能人数	利用児童数	
13区	19施設	38人	10人	6人	27人	23人	19人	
		100人						

期間限定保育により、5年間で1歳児100人を受入れ

3 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所

- ・『大規模マンションを建設しようとする者は、建設計画が固まる前に建設概要を事前に大阪市に届出し、保育所整備の要否について協議すること』を義務化 (平成30年4月1日から条例施行)
- ・条例に基づき大規模マンション内に設置される保育施設等について、マンション住民の優先入所制度を構築(要綱を制定) 保育施設等の開設後5年間限定
- ・必要入所枠が50人以上の場合、市長の名代として区長がマンション事業者に保育施設整備を要請

■協議等の状況(令和5年6月26日現在)

協議届出件数	本市の保育施設設置要請状況		マンション事業者の対応		うち区長要請
	あり	なし	要請に協力	要請への対応は不可	
102	あり	75	6	69	3
	なし	20	—	0	6
	手続き中	7	—	—	0

子育て世帯戸数	協議数
0戸～69戸	6
70～200戸	74
201～400戸	16
401～600戸	3
601戸～	3

6事業者のうち、3事業者が運営開始済、1事業者の保育施設運営者が決定

- ①北区大淀南 2022(令和4)年1月入居開始 同年4月保育施設(保育所分園・定員20人)運営開始済
- ②中央区備後町 2022(令和4)年4月入居開始 同年4月保育施設(認可保育所・定員60人)運営開始済
- ③東淀川区下新庄 2022(令和4)年7月入居開始 同年10月保育施設(小規模保育・定員19人)運営開始済
- ④北区大深町 2025(令和7)年 保育施設運営開始予定

今後保育施設の詳細や保育施設運営者が決定される予定

- ⑤淀川区十三東 2026(令和8)年6月入居開始予定
- ⑥天王寺区大道 2027(令和9)年4月入居開始予定

設置要請の多くが「対応は不可」との回答(92%)

マンション事業者の意見

・保育所を設置する面積が確保できない。

4 令和5年度一般公募（都心部）における応募促進策

【令和5年度予算で取り組んだ対策（令和2年度からの継続）】

- 都心部（北区・中央区）に限り、認可保育所における補助対象定員の下限の引き下げ
（令和元年度以前 50人以上 → 令和2年度以降 30人以上）
- 都心部（北区・中央区）に限り、随時公募を実施
- 賃貸物件を活用した保育所等整備について、以下の補助金を拡充
 - ・改修費等の高額化に対応した整備補助金の拡充（全区）
 - ・高額な建物賃借料に対応した補助金の拡充（補助期間の延長、補助金額の上限引上げ）
（北区・中央区） **令和6年度までの期間限定**

【都心部（北区・中央区）における認可保育所の一般公募応募状況】

（単位：か所）

区名	年度	公募数	延べ応募数	選定数
北	令和2年度	5	7	3
	令和3年度	5	10	3
	令和4年度	2	3	2
	令和5年度	2	0	0

区名	年度	公募数	延べ応募数	選定数
中 央	令和2年度	3	2	1
	令和3年度	3	7	2
	令和4年度	3	6	1
	令和5年度	3	5	2

・中央区・・・応募促進策により、**昨年度と同数の応募数を確保**。

・北 区・・・これまで公募数以上の応募数を確保してきたが、今年度は現時点で**応募がない**。

募集の周知強化を行うとともに、要因を分析していく。

5 土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成）

- ・ 土地所有者が保育所用途で直接土地を賃貸する場合、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を土地所有者に一括補助

年度	補助対象物件での応募率 B/A	応募数 A	うち補助対象物件		
			B=C+D	土地賃貸 C	建て貸し方式 D
H28	21.4%	28	6	6	—
H29 制度創設	80.5%	41	33	33	—
H30	57.1%	7	4	4	—
H31 制度拡充	84.2%	19	16	16	0
R2	85.7%	28	24	18	6
R3	75.0%	40	30	23	7
R4	32.4%	37	12	9	3
R5	46.2%	13	6	6	0

令和5年6月26日現在

制度創設後、土地賃貸での応募率が高い水準で推移しており、整備促進への効果が大きく、事業の継続実施が必要

6 保育所等居室面積基準緩和特例措置の継続について

■ 保育所等居室面積に係る特例措置

保育所等居室面積については、国基準を「従うべき基準」として、条例にて定めるものとされているが、待機児童の解消を図るための特例措置として、**一定の要件**を満たす場合、「従うべき基準」を「**標準**」とすることができる。

保育所等居室面積基準

児童年齢	国基準	大阪市条例	
		原則(市基準)	特例
0歳児	乳児室 1.65㎡ 以上 又は	5.0㎡ 以上	1.65㎡ 以上
1歳児	ほふく室 3.3㎡ 以上	3.3㎡ 以上	ただし、 保育の環境の確保（安全・安心・衛生の確保等の条件整備） が必要
2歳児以上	保育室 1.98㎡ 以上	1.98㎡ 以上	

面積基準緩和特例措置を活用

前々年度4月1日の本特例措置適用入所児童数＋待機児童数が100人以上など

- ・保育の質の確保の観点から、**児童が安全・安心に過ごせる環境**であることを**確認**の上実施している。
- ・一律に1.65㎡を用いて面積いっぱいまで児童を受け入れるというのではなく、入所待ちの数人やきょうだい入所など、**やむを得ない場合に本措置を適用**（適用は1施設平均4人）。
- ・指導監査時には、定員の厳守や保育内容等を**年1回実地で確認**。
- ・令和元年11月からは、新たに**立入調査権等の規定を整備**。

■ 特例措置の適用状況等

- ・大阪市では、保育所等居室面積基準の緩和に係る国の特例措置を活用しており、この措置適用による入所児童が本年4月1日現在**588人(うち、約6割が1歳児)**(前年は660人)いる。
- ・しかし、国の特例措置には期限があり、その**期限は令和7年3月31日まで**である。

偏在する地域ニーズにも対応できる本特例措置は、今後の待機児童解消対策を進める上で必要不可欠な制度

【本特例措置が廃止された場合の支障事例】

- ・入所枠として588人分が減少するため、本特例措置の適用による入所が多い1歳児をはじめ、待機児童が急増。
- ・年齢進行(進級)により令和7年4月に退所を余儀なくされる児童が発生。

【本特例措置に期限が設けられていることの支障事例】

- ・期限までに国の面積基準に基づく入所枠に戻すために、**新規入所を抑制**する必要があるため、待機児童が増加。

本特例措置の期限の廃止、もしくは期限の延長が必要。

■ 本市の対応状況

- ・令和6年度国家予算要望において、本特例措置の継続を要望(R5.6.27)
- ・令和5年地方分権改革に関する提案募集において、**本特例措置の継続を提案**(R5.6.26 内閣府による提案団体ヒアリングあり。現在、内閣府において関係府省と調整中)
- ・今後、国に「本特例措置の継続」について、**市長名の要望書を提出予定**

▶ 本特例措置が令和7年4月以降も活用できるよう **今後も国と交渉継続**

保育人材確保の取組みについて

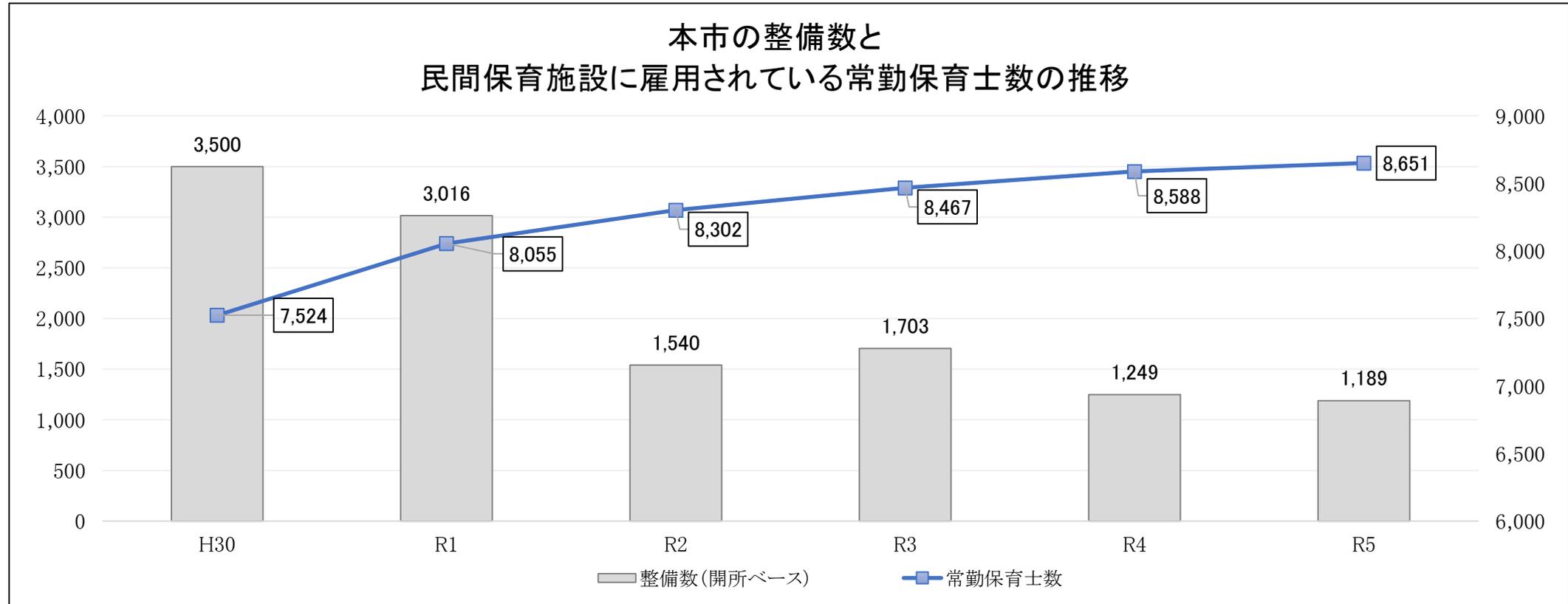
○本市の保育人材確保対策事業の執行状況

(主な事業を抜粋)

事業名		事業概要等	事業開始年度	R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績
直接的な人材確保策	新規採用者向け 保育士宿舍借り上げ支援事業	採用7年目までの保育士のために法人が行う宿舍借上げ補助(月上限66千円)	H28	1,109人	1,422人	1,697人	1,782人
	新規採用保育士特別給付に係る補助事業 市独自	採用1~4年目の新規採用保育士への特別給付金(採用1・2年目100千円+3・4年目200千円)	H28	1,190人	1,499人	1,623人	1,557人
	保育士ウェルカム事業 市独自	府外出身の 新規採用 保育士に対し、帰省旅費相当等を2年間補助(近畿圏外:@85千円 近畿圏(府外):@45千円)	R1	192人	222人	200人	190人
	保育士等の子どもの優先入所 (次年度の4月入所の利用調整における適用人数)	市内の保育所等に常勤で勤務する場合、利用調整において最優先で入所決定	H29	264人	297人	305人	290人
	保育士・保育所等支援センター	求職中の保育士等及び求人中の保育所のマッチング支援等 上段は斡旋数、下段()はマッチング数	H25	307人 (93人)	348人 (170人)	193人 (97人)	161人 (79人)
保育士の負担軽減策	保育所等におけるICT化の推進 (H28に全施設を対象に補助。H30以降は新設園が補助対象)	児童の登退園記録などをICTを活用して管理し、保育士の事務負担を軽減	H28	20箇所	15箇所	11箇所	10箇所
	保育補助者雇上げ強化事業	保育補助者(子育て支援員) 雇上げ費用を補助	H30	156箇所	225箇所	317箇所	365箇所
	保育体制強化事業	清掃業務や給食配膳などの 保育の周辺業務を行う者 の配置経費の補助	H30	129箇所	250箇所	298箇所	334箇所
	保育士働き方改革推進事業 市独自	保育士等を加配する施設に対する人件費補助	R2		143箇所	212箇所	265箇所
合計		R4年度から、地域型保育事業(A型)に拡充		3,060件	4,073件	4,663件	4,954件 (4,872件)

事業の活用が進んでいる。

○本市の民間保育施設における職員数の状況



* 整備数(開所ベース)は、前年4月2日～当年4月1日に開所した施設の入所枠の総数。

* 保育士数は、H30～R1は、処遇改善等加算の認定を受けた保育士・保育教諭数。(各年4月1日現在)

R2は、処遇改善等加算および保育士働き方改革推進事業の認定を受けた保育士・保育教諭数。(4月1日現在)

R3・R4は、月次利用報告書(4月分)提出数からの集計

R5は、月次利用報告書(4月分)提出数からの推計(7月13日現在)

保育士数は、枠の拡大と合わせて確保してきているものの、保育士確保は年々厳しくなっている。

保育所における障がい児の受入れについて(現状及び対応策)

1. 待機児童解消に向けた令和4年度の取り組み内容(令和5年4月実施分含む)

■ 公立保育所における対応職員の確保

- ・受け入れ児童数に見合う加配保育士の確保(本務:122人 任期付:47人 合計:169人)
- ・医療的ケア児対応看護師の確保(本務:6人 任期付2人 合計:8人)

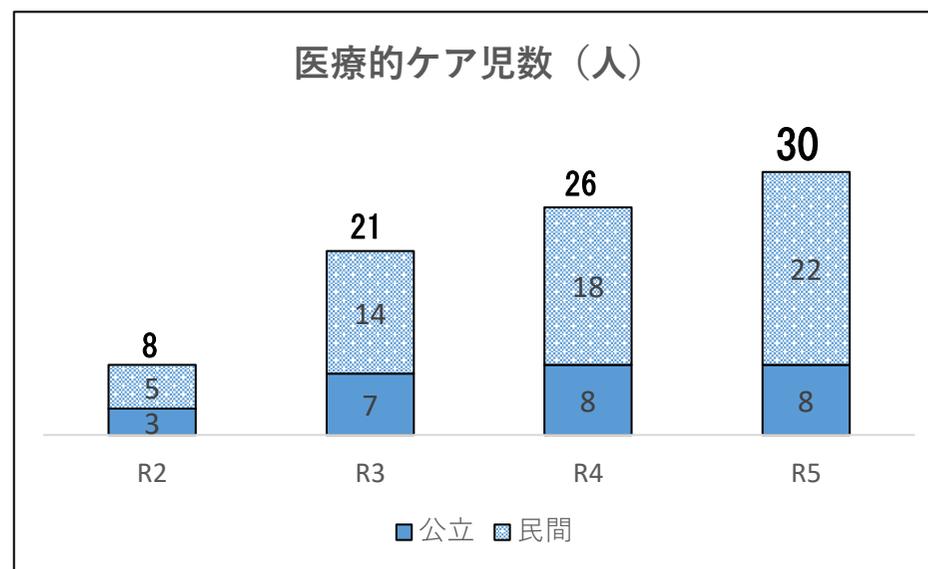
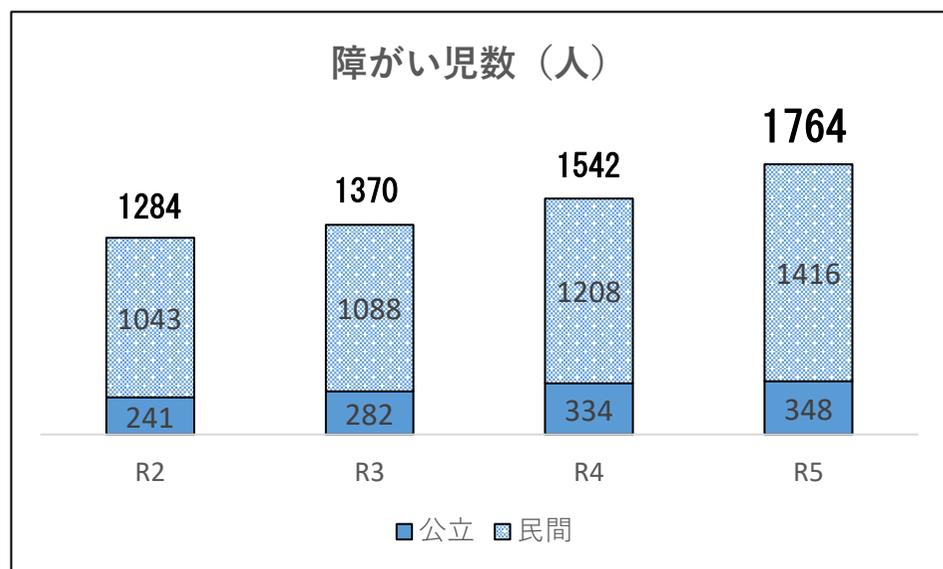
■ 民間保育施設等における受け入れ促進

- ・人件費助成及び備品購入助成の継続実施
- ・医療的ケア児対応看護師にかかる人件費助成制度の周知の徹底 *看護師1名あたり、年額5,604,000円



効果①

障がい児の受け入れは年々増加!



※令和4年度までは、補助金申請ベース
令和5年度は、より実態を把握するため、施設調査による人数

効果②

障がい児の受入れは、加配職員を要することから、空き枠がないなどで民間保育施設等において受入れできなかった障がい児を、公立保育所の職員体制の強化により、公立保育所で受け入れることができ、待機児童解消につながった。

2. 令和5年4月1日現在の障がい児の待機児童数とその理由

《待機児童となる理由》

	公立	民間	計
待機児童数	2(1)	1	3(1)

内数は医療的ケア児



- ・加配職員(保育士の不足:1人 ⇒ 5月入所済)
- ・集団保育での対応困難ケース:2人(病状急変の対応不可)

3. 今後の取り組み

- ・障がい児(医療的ケアを必要とする児童を含む)の入所にかかる安全安心な保育の提供に関する検証を行うとともに、現在の取り組みが障がい児の受入れ促進に効果が出ていることから、今後も増加するニーズに的確に対応するために、引き続き以下の対策が必要
- ・特に、全国的に不足する保育士の人材確保は、待機児童解消に向けて引き続き重要な課題

《民間保育施設等》

- ・入所児童数に対応する、加配職員の人件費助成(保育士・看護師)及び、教材環境備品購入費助成の継続実施
- ・障がい児(医療的ケアを必要とする児童を含む)の受け入れについては、障がいの程度により様々な対応が必要となり、そのスキル不足による不安が大きいことから、受け入れ促進に向けた研修の実施や相談支援等の充実を図る

《公立保育所》

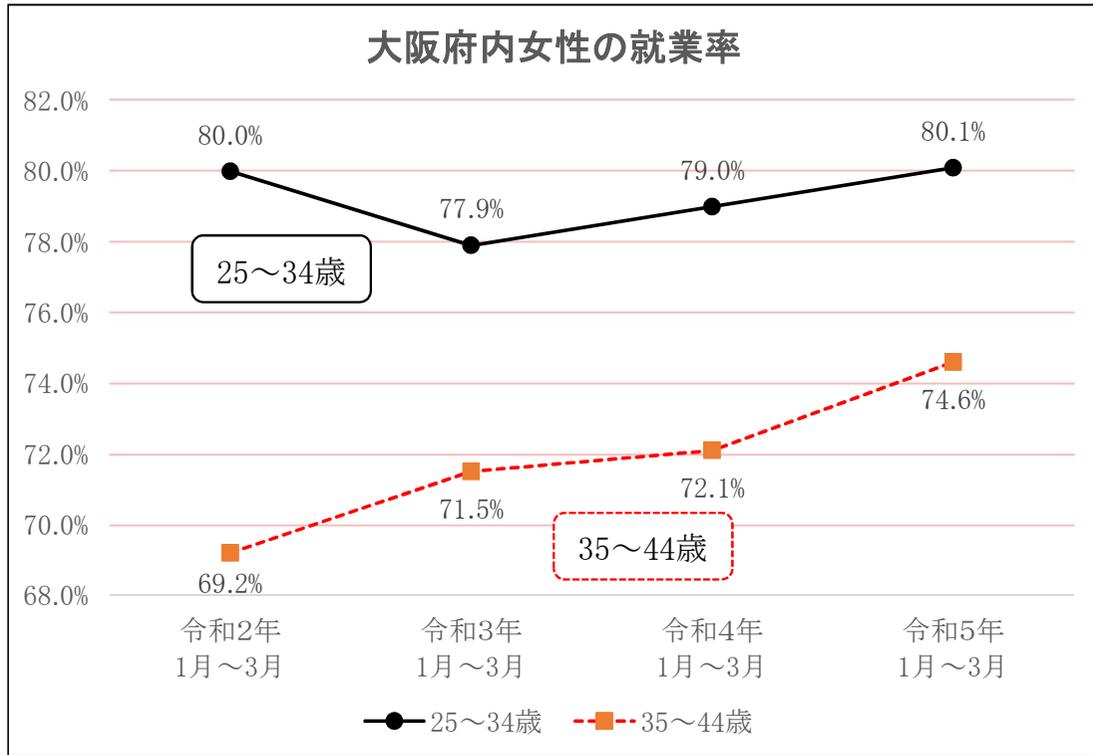
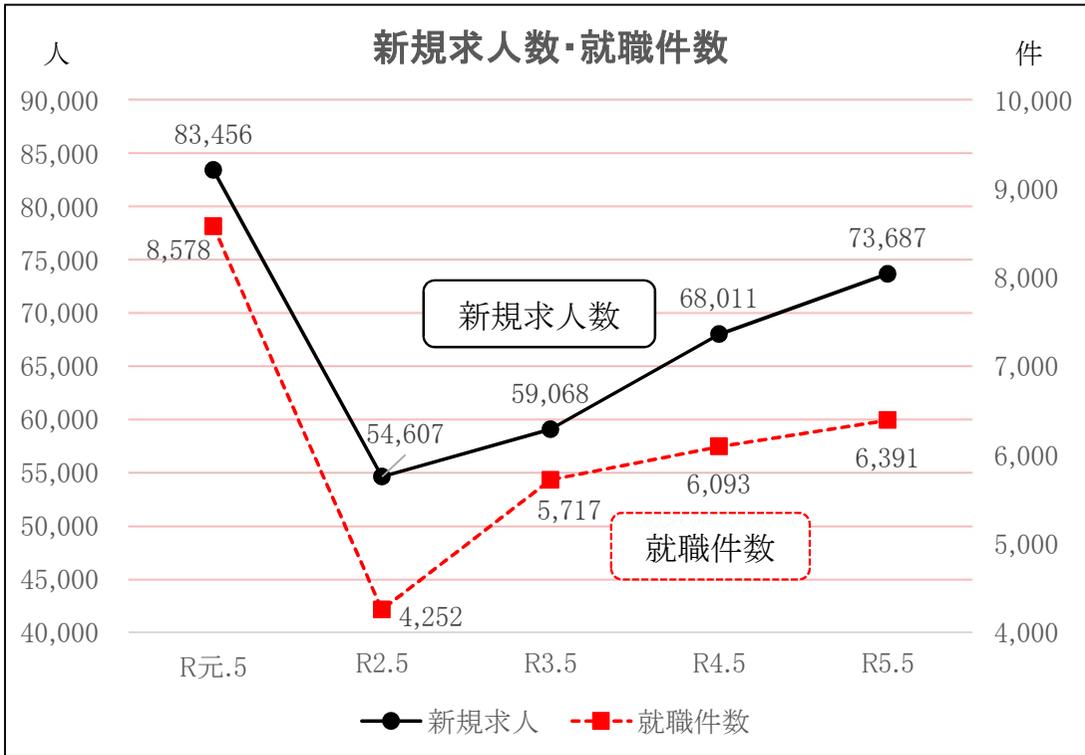
- ・入所児童数に対応する、加配職員の継続的な確保に向けて、関係先と協議(保育士・看護師)

今後の保育ニーズと受け皿確保策について

資料 7

1 保育ニーズを取り巻く情勢

(1) 新規求人数・就職件数・女性の就業率（大阪府）



新規求人数・就職件数も回復傾向。

25～44歳の女性の就業率も上昇傾向。

コロナ禍後の景気回復や万博開催による雇用状況のさらなる改善に伴う就業者数増により、保育ニーズは当面増加が見込まれる。

(2) 大規模マンションの竣工予定状況

令和5年8月以降の大規模マンション※1竣工予定状況(条例に基づき令和5年7月11日までに届出のあったもの)

竣工予定状況	中央区	北区	淀川区	西区	此花区	福島区	天王寺区	他13区	計
件数	11	8	4	4	3	3	3	18	54
戸数※2	1,919	1,789	916	888	641	629	394	2,334	9,510

※1 共同住宅の用に供する建築物(他の用途を兼ねる建築物を含む。)であって、当該建築物の住戸のうち、床面積が35平方メートルを超える住戸の総数が70戸以上のもの。

※2 子育て世帯が入居可能な戸数(間取りや仕様等から、マンション建設事業者が子育て世帯の入居を見込んでいる戸数)

- ・今後も54件、9,510戸(子育て世帯が入居可能な戸数)の大規模マンションが竣工予定
- ・地域も20区に及び、市域全体で竣工が予定されている



雇用状況のさらなる改善に加えて、大規模マンションの建設等による子育て世帯の転入により、保育ニーズは当面増加が見込まれる。

2 今後の待機児童対策検討にあたって考慮すべき事項

(1) 新たな国における動き

「こども未来戦略方針」(R5.6.13閣議決定)で示された一部施策により、新たな受け皿や保育士の確保が必要

○こども誰でも通園制度(仮称)の創設

未就園児のいるすべての家庭への支援の強化に向け、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度。



新たな(保育)ニーズへの受け皿・保育士確保が必要

0~2歳児の対象者は最大29,560人にのぼる
(認可保育施設・企業主導型保育事業利用者を除く人数、令和5年4月)

現在の認可保育施設等利用者は
25,685人

○75年ぶりの保育士の配置基準改善(予定)

	現行	改善後
1歳児	6:1	5:1
4・5歳児	30:1	25:1

単純計算で保育士1人の保育できるこどもが5/6へ定員減に直結。
定員減分の受け皿確保もしくは定員を維持するための保育士確保が必要



定員を維持するためには、**355人の保育士確保が必要**
(令和6年度推計値)

(2) 保育料の多子軽減に係る所得制限の撤廃及び第2子の保育料無償化(令和6年秋からの実施を検討)

○多子世帯の保育料軽減ルールの変更

・国制度(現行市制度)：第1子は通常料金、**第2子は半額**、第3子以降は無償

○多子軽減の所得制限撤廃とは

・国制度(現行市制度)では、就学前の児童のみを第1子、第2子とカウントして上記軽減ルールを適用するが、**年収360万円未満の世帯に限り、就学後の児童を含む全ての児童をカウントする。**

所得に関係なく全ての児童をカウント

第2子は無償

【国制度と本市制度のイメージ】

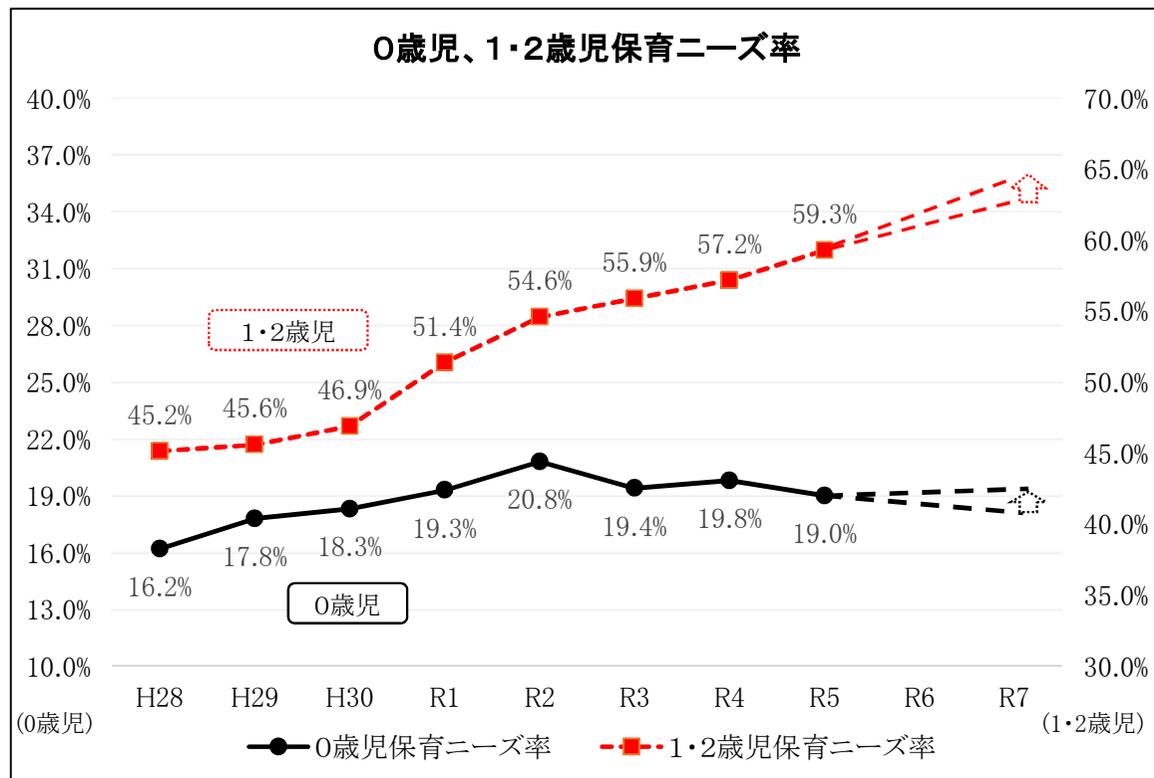
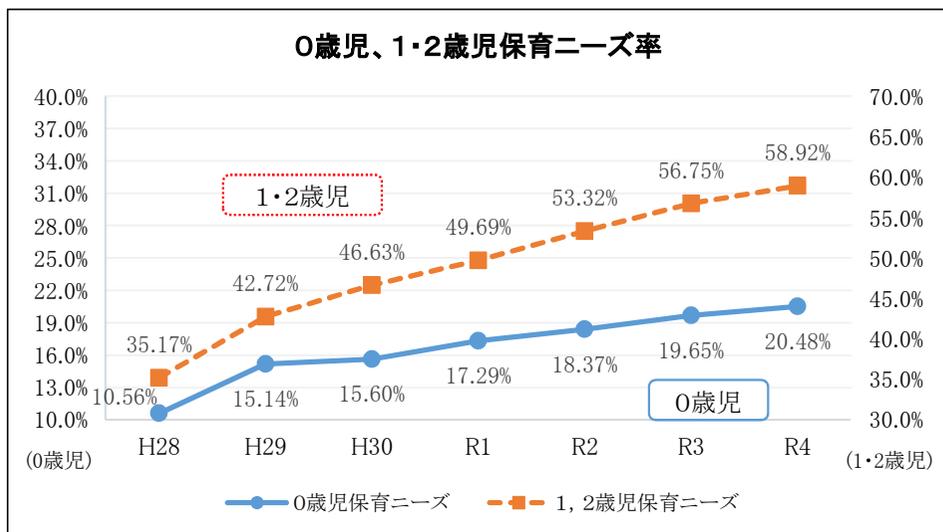
		年収360万円以上		年収360万円未満
		きょうだい全員が保育施設を利用	小学生以上のきょうだいがいる	小学生以上のきょうだいがいる
国制度通り	小学生以上		カウント対象外	第1子
	保育施設	第1子 → 保育料 ¥通常	第1子 → ¥通常	第2子 → ¥半額
		第2子 → ¥半額	第2子 → ¥半額	第3子 → ¥無償
第3子 → ¥無償		第3子 → ¥無償		
		↓		
本市独自		年収360万円以上		年収360万円未満
		きょうだい全員が保育施設を利用	小学生以上のきょうだいがいる	小学生以上のきょうだいがいる
本市独自	小学生以上		第1子 → カウント	第1子
	保育施設	第1子 → 保育料 ¥通常	第2子 → ¥無償	第2子 → ¥無償
		第2子 → ¥無償	第3子 → ¥無償	第3子 → ¥無償
第3子 → ¥無償				

さらなる保育ニーズ増の見込み

【参考1】明石市(平成28年9月第2子完全無償化実施)

保育ニーズ率(※)	0歳児	1・2歳児
H28→H29	4.6% ↑	7.6% ↑
H28→R4	9.9% ↑ (年平均1.7% ↑)	23.8% ↑ (年平均4.0% ↑)

【参考2】本市の保育ニーズ率(※)の推移



※保育ニーズ率(在籍児童数+利用保留児童数)/就学前児童数

➡ さらなる受け皿確保と保育人材確保策の強化が必要

3 受け皿確保（特に0～2歳児）にかかる現状(課題)とその対策について

(1) 地域型保育事業の課題と対策

現状 0～2歳児を保育する地域型保育事業所の卒園後の3歳児の受け皿確保連携ができていない施設が49.5%
(令和5年4月1日時点、一部連携数含む)

0～2歳児を保育する小規模保育事業所卒園児の受入先の未確保



小規模保育事業所の利用を保護者が敬遠⇒入所数が減少

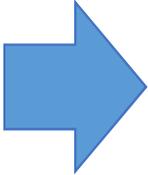


課題

廃園(相談含む)増→0～2歳児の受入枠減少→待機児童が再拡大



待機児童の再拡大を防ぐため、連携の推進強化が必要。



撤退防止策

- 連携先候補である保育所や認定こども園 幼稚園とのマッチングのための支援を開始(7月～)
- 連携のための交付金の交付要件等の見直しを検討

≪地域型保育事業利用者数≫

令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
2,684人 (11.4%)	2,702人 (11.4%)	2,722人 (11.7%)

()は全入所児童数に占める地域型保育事業利用者数の割合

≪事業廃止数及び相談数≫

年度	廃止件数	相談件数
令和2年度	0件	2件
令和3年度	4件	3件
令和4年度	4件	6件
令和5年度	3件	4件 (4～6月)

0～2歳児の受け皿180人分が減少

(2) 分園※の運営上の課題

※本園となる保育所とは離れてはいるものの一体的に運営される定員30人程度の小規模な保育施設(主に0~2歳児を保育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
廃止分園数	5	3	4

0~2歳児の受け皿249人分が減少

課題

原因

①職員配置

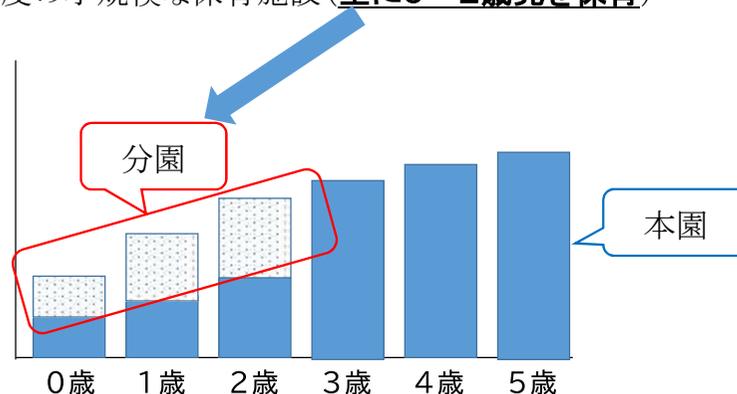
これまで年齢別配置基準(0歳児3:1、1・2歳児6:1など)のみであったが、国が基準を明確化し、令和2年度以降、年齢別配置に加えて休憩保育士及び標準時間認定受入保育士の追加配置が必要となった。

②賃借料加算

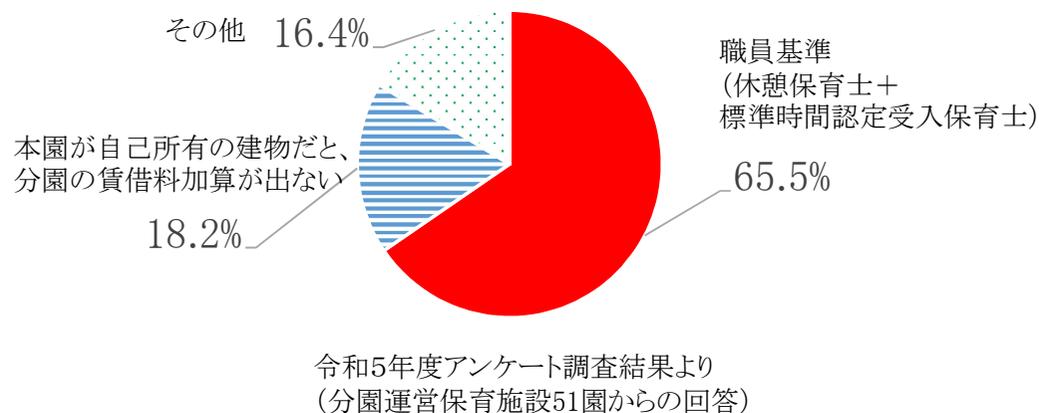
小規模な保育施設である分園は賃貸が多いが、本園の建物が自己所有の場合、原則賃借料加算が給付されない。また、賃借料加算単価については、分園単独での加算となっていない。

同じような規模の地域型保育事業の賃借料加算に比べて不十分

定員

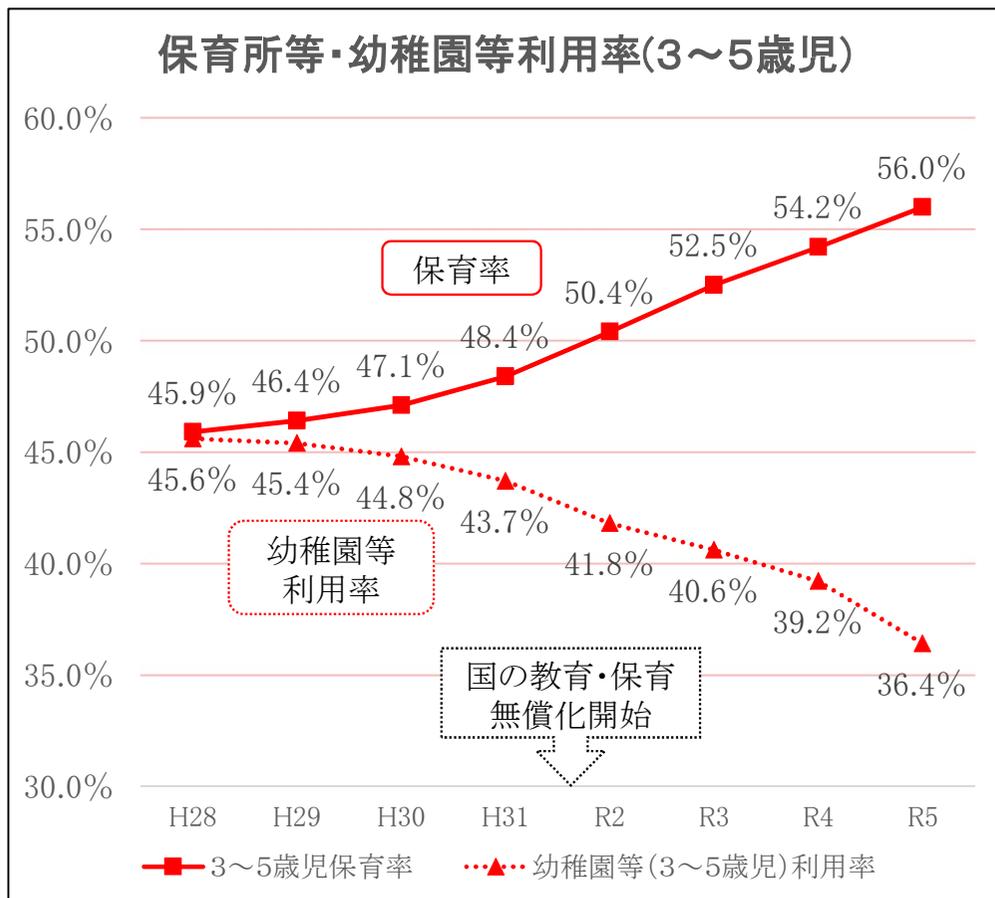


分園を運営する上での課題



上記課題などを踏まえ、解決策を検討

(3) ニーズの変化と既存施設の活用



国の教育・保育無償化以降、幼稚園等利用率が大きく減少している一方、保育所等利用率が大きく増加。

① 認定こども園への移行促進による連携施設確保

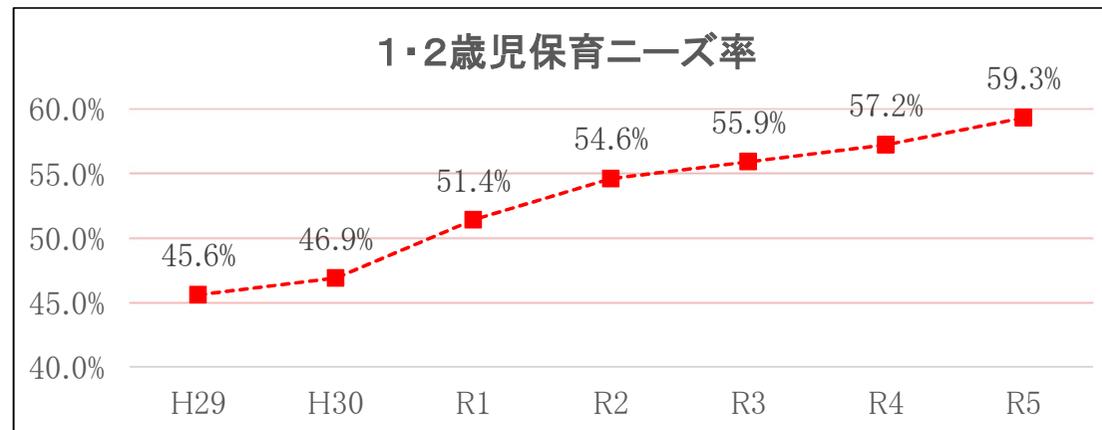
卒園児の3歳児の受け皿確保連携ができない地域型保育事業所が多数存在。



空き枠のある幼稚園に保育枠を設定できる認定こども園への移行を促進(※)。

+ 地域型保育事業所の連携施設となることを依頼
(※認定こども園への移行可能最短時期は令和7年度)

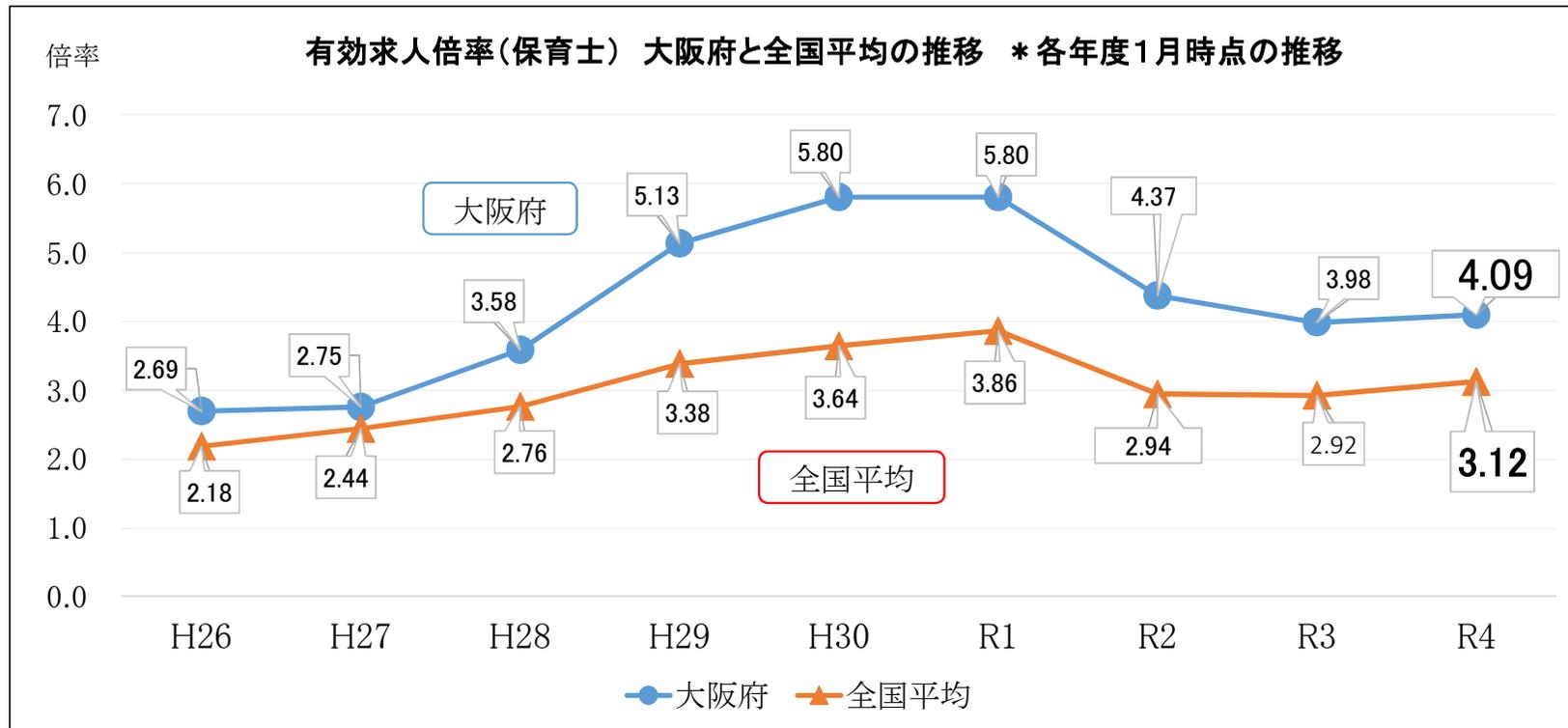
② 1・2歳児受け皿確保



幼稚園・低年齢児受入れのない認定こども園の1・2歳児の受け皿確保策を検討

1 保育士の現状について

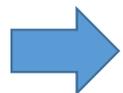
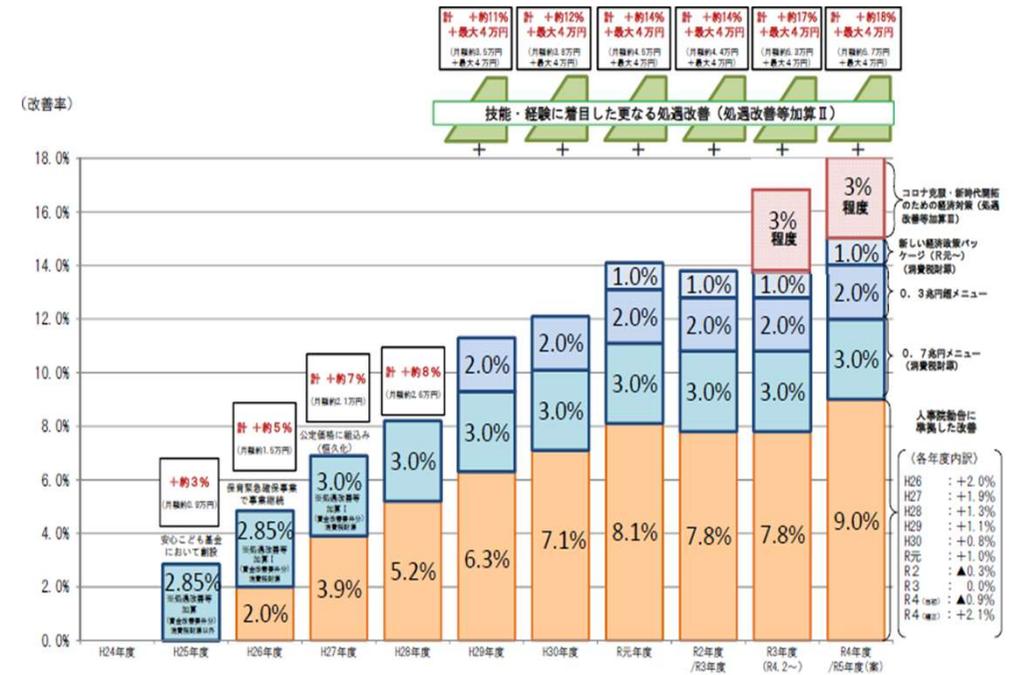
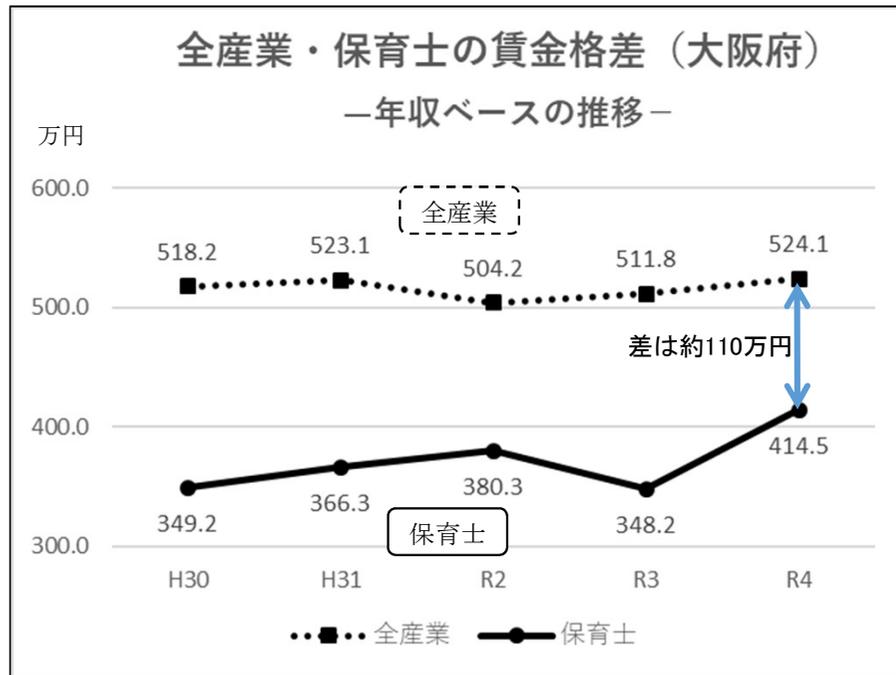
(1) 保育士の有効求人倍率



有効求人倍率はコロナ禍で減少傾向にあったが、上昇に転じ、依然、全国平均と比べて高い。

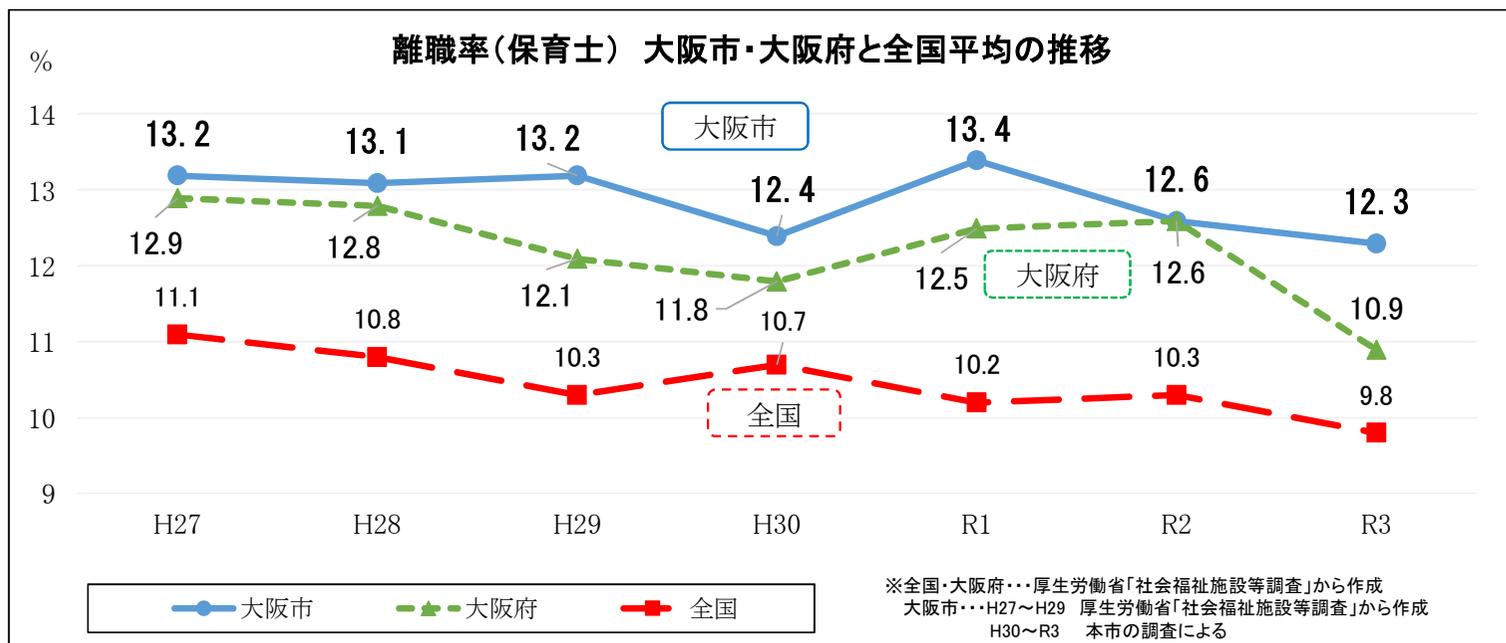
(2) 職種別平均賃金

保育士の平均賃金を全産業の平均賃金と比較した場合、徐々に改善されているものの、依然として全産業の平均賃金には届かず、保育士の処遇はまだ低い。



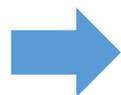
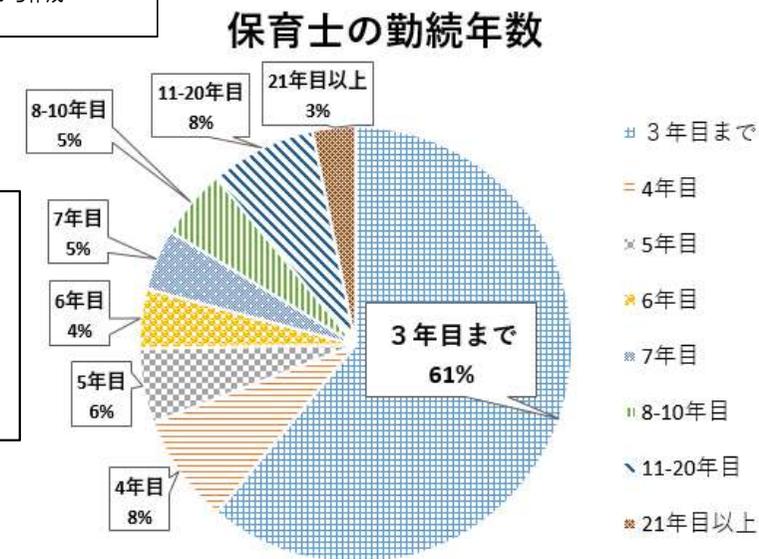
国において年々、処遇改善等加算が積み上げられているが、未だ全職種に比して賃金は低い

(3) 保育士の離職率



(4) 保育士の勤続年数

- 大阪市内の民間保育施設の常勤・常勤並み保育士の同一施設での平均勤続年数 4年7月(常勤職員5年0月、常勤並み非常勤職員4年3月)
※法人内異動は未考慮
- 3年目までの保育士が全体の61%を占めている



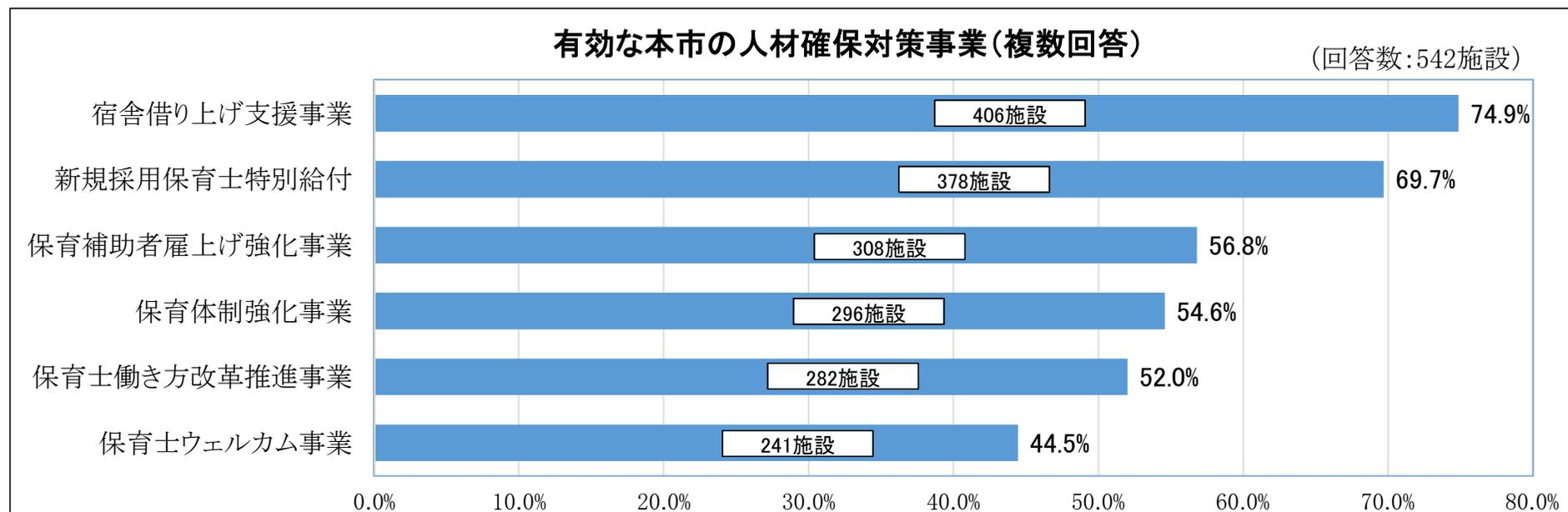
離職防止の施策が必要

2 保育人材確保対策にかかる分析

(1) 有効な本市の人材確保対策事業について

○保育施設を対象とした保育人材確保対策事業に関するアンケート調査結果(令和5年度実施)

・令和5年4月1日現在で認可を受けている保育施設を対象に実施 回答数:733施設中542施設(回答率:73.9%)



本市の人材確保対策事業に関する主な意見

- 全体的な賃上げや賞与のアップに繋がる補助事業が必要
- 新採だけではなく、**長く継続して働くベテラン職員の士気が上がるような補助制度を創設**してほしい
- 一つの園で5年、10年働いた**節目の職員に対する補助金があれば離職を防げる**のではないかと
- 現行制度の補助要件の緩和と**宿舍借り上げ支援事業の期間の撤廃**を求める

(2)本市の保育人材確保に有効な対策について

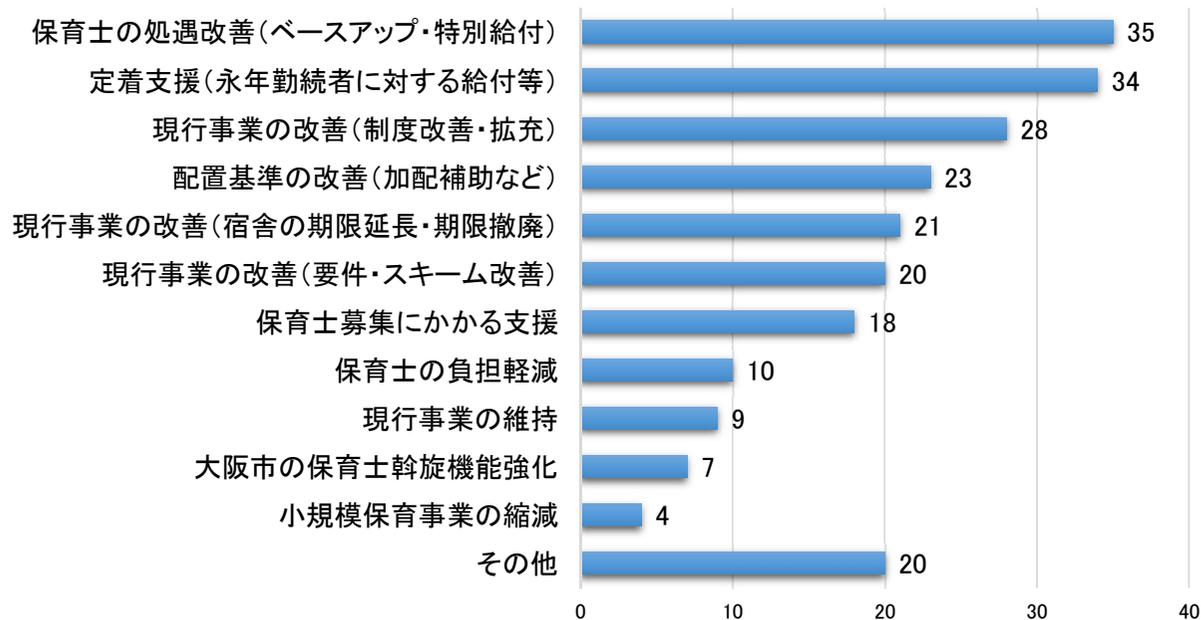
○令和5年度 アンケート調査結果

回答数:733施設中615施設(回答率:83.9%)

○保育人材確保に有効であると思われる事業(複数回答)で多く挙げられているものは以下のとおり。

- ①「保育士の処遇改善(ベースアップ・特別給付)」 ②「定着支援(永年勤続者に対する給付等)」
③「現行事業の改善(制度改善・拡充)」 ④「配置基準の改善(加配補助など)」

保育人材確保に有効と思われる事業(複数回答)



【主な意見】

- 保育士配置に合わせた人件費助成を！
- 希望する日に休みが取りやすく、働きやすい、**保育に専念できる制度にしてほしい**
- **離職しなければ採用する必要がない**
- 長期的に勤められる環境が大切。**やめたくならない職場を作っていくことが大切**
- 近隣の市町村より大阪市の方が良い条件にしてほしい
- 公平性を期そうとすると特定の職員に対する補助金は利用しにくい

「東京都保育士実態調査報告書」より抜粋(令和5年3月公表)東京都福祉保健局

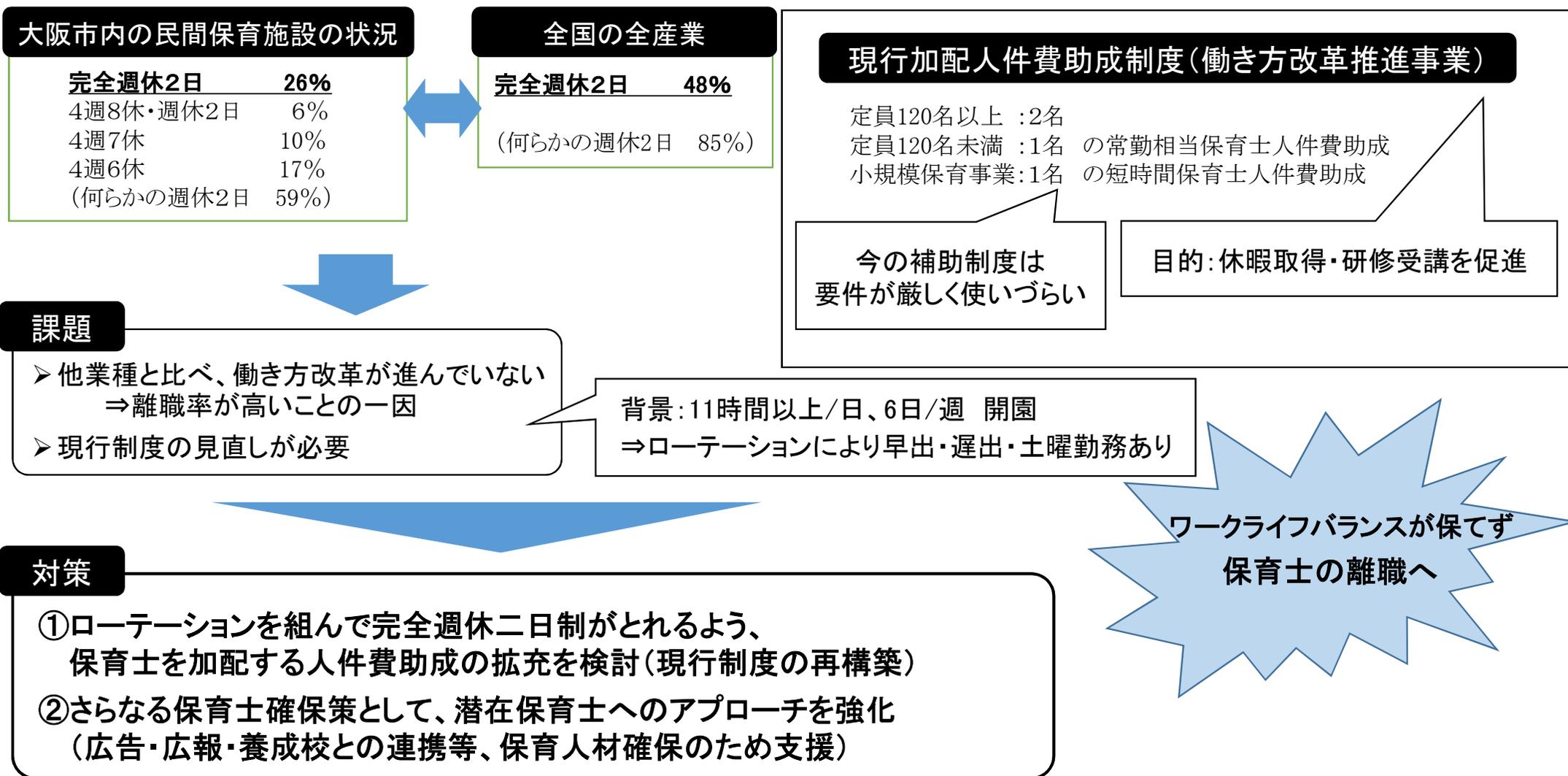
- 保育士就業継続の意向で退職を考えている者が21.3%
その理由 ①「給料が安い」(61.6%) ②「仕事量が多い」(54.0%)
③「労働時間が長い」(35.4%) ④「職場の人間関係」(30.1%)
- 保育士としての就業経験がない者が保育士として就業する場合の希望条件
①「給与等(年収)」(74.6%) ②「勤務時間(1日)」(70.5%)
③「勤務日数(週)」(57.6%) ④「通勤時間(片道)」(48.5%)
- 過去に保育士として就業した者が復職する場合の希望条件
①「勤務時間(1日)」(73.8%) ②「給与等(年収)」(69.0%)
③「通勤時間(片道)」(61.6%) ④「勤務日数(週)」(57.3%)
- 過去に保育士として就業した者が正規職員として復職する場合の勤務条件
勤務日数週4.9日、
勤務時間7.8時間であり週休二日制に近い働き方を希望

離職防止、新規採用者確保には給与等の引き上げが必要

更なる働き方改革(勤務時間・日数・業務量の改善)の推進が必要

3 課題と対策について

(1) 保育現場の労働環境について



(2) 0歳児の途中入所対応について

0歳児の状況

4月 入所児童数は少ない

0歳児は原則生後6か月以上からの受け入れ
6か月となった時点や、育児休業終了時からの
年度途中入所が多い

例) 定員9名(保育士3名確保)
入所6名(必要保育士2名)

大阪市からの給付費はこども6名分(保育士2名分)

残りの保育士1名分は施設負担

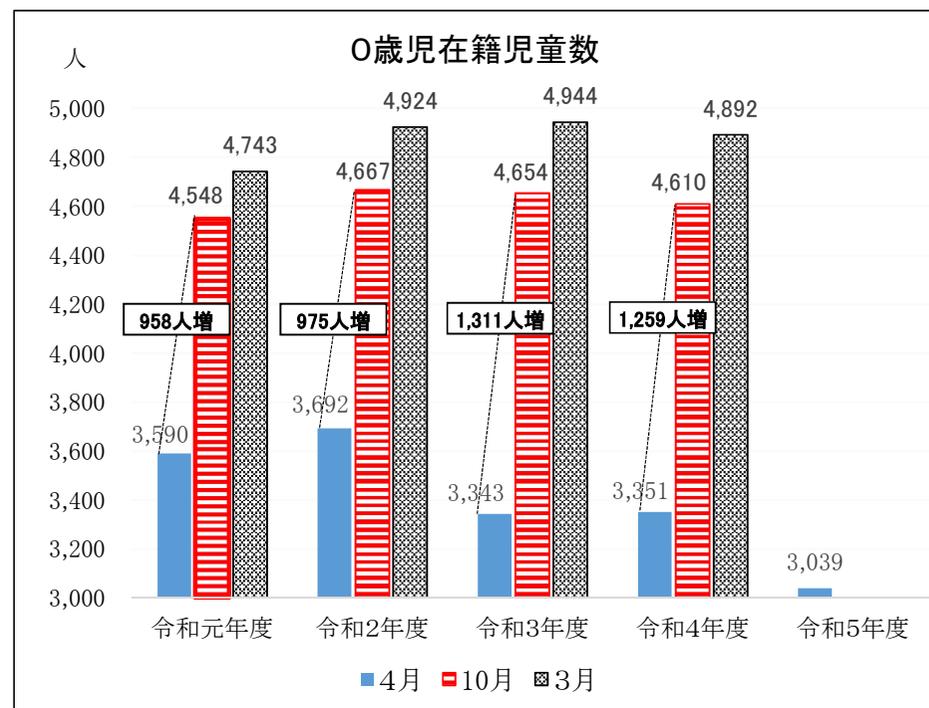
経営圧迫

保育の受け皿減少

保育士を雇うことを躊躇する事業者が多発

10月 多数の途中入所が発生

(例) 定員9名(保育士3名)
入所9名(保育士3名) 給付費こども9名分



課題

- 育休制度の充実もあり、0歳児の4月入所は減少傾向
- 年度途中の保育士確保は困難(4月に保育士を確保しておく必要がある)

対策

0歳児の年度途中入所に対応するため配置する保育士人件費助成を検討

(3) 1歳児の配置基準について

配置改善加算状況

自治体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
大阪市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1
横浜市	3:1	4:1	5:1	15:1	24:1	24:1
京都市	3:1	5:1 4:1(※1)	6:1	15:1	20:1	25:1
堺市	3:1	5:1	6:1	15:1	25:1	25:1
神戸市(※2)	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1

※1 1歳8か月未満の配置基準

※2 各歳児にプラス1名を追加配置

本市の人材確保対策事業に関する主な意見 (1歳児保育関係抜粋)

- 現行配置基準では職員配置に余裕がなく保育士一人にかかる負担が大きい
- 配置基準以上に配置した保育士等に対する助成が少ない
- 1歳児の配置基準の見直しが急務

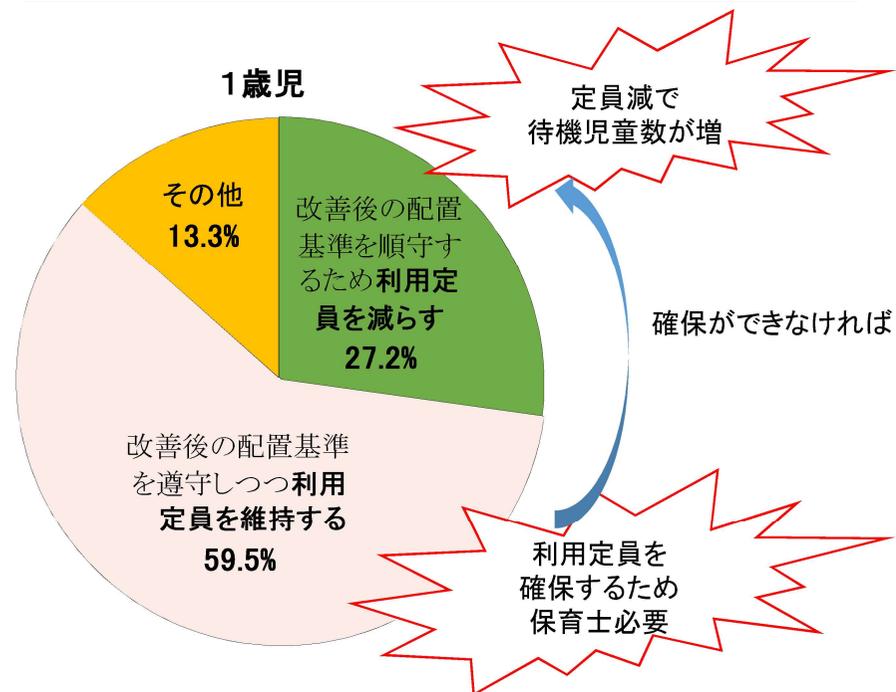
対策

1歳児の保育士配置改善策を検討(5:1の配置に対する加算)

課題

1歳児の配置基準が改善(6:1→5:1)された場合の対応について民間保育施設の意見

令和5年度アンケート調査結果より



(4) 定着支援について

大阪市の施策の状況

- ・1～4年目の新規採用保育士に対する特別給付
1・2年目 年10万円、3・4年目 1人あたり年20万円
(他の職員に分配可)
- ・府外出身新規採用保育士に対する帰省費用等の給付
(8万5千円(近畿圏4万5千円)×2年間)

- ・ベテラン職員の士気向上に繋がる補助を！
- ・他の業種と比べて給料が低い
- ・公定価格が低くて賃上げできない
- ・保育士がすぐやめてしまう
- ・安全・安心な保育のためにも定着促進は必須！

令和5年度アンケート調査結果より



課題

- ▶ 新規採用保育士への施策は充実しているが、**長期勤続保育士には施策がない(不公平感)**
- ▶ **低賃金が退職の一因**
- ▶ 経験年数3年目までの保育士が61% (**定着(離職防止)支援が必要**)

対策

離職を防ぐための定着支援策として、節目の年次に一時金を一律給付することを検討

■他都市の給与改善策

自治体	対象	単価	年額
横浜市	7年目以上の保育士等	月50,000円/人	600,000円/人
川崎市	3～6年目、7年目以上の保育士等	・3～6年目 月額5000円/人 ・7年目以上 月40,000円/人	60,000円/人 480,000円/人
神戸市	正規雇用職員	年間60,000～ 472,000円/人	60,000円 ～472,000円/人
	新規採用保育士	・1～2年目 年400,000円/人 ・3～7年目 年200,000円/人	400,000円/人 200,000円/人
	パート保育士	・1年目 一律100,000円/人	100,000円/人

4 今後の保育人材確保策の方向性について

めざす方向性

離職を防止し、処遇(労働条件)の改善を行うことで保育士を確保し、
保育の受け皿を確保する

(1) 働きやすい労働環境へ

① 完全週休二日制の実現

○保育士を加配する人件費助成の拡充(現行制度の再構築)

○保育士確保策として、潜在保育士へのアプローチ強化

(広告・広報・養成校との連携等、保育人材確保のための支援)

② 0歳児年度途中入所に対応するため配置する保育士人件費助成

③ 1歳児の保育士配置改善(6:1→5:1)に対する加算

(2) 定着支援

○離職を防ぐため、節目の年次に一時金を一律給付

めざす方向性の
実現に向け、検討
を進める

保育の
受け皿確保

質の確保
安全安心な保育